秋田県と山形県との地域医療情報ネットワークにかかる広域連携【イメージ】

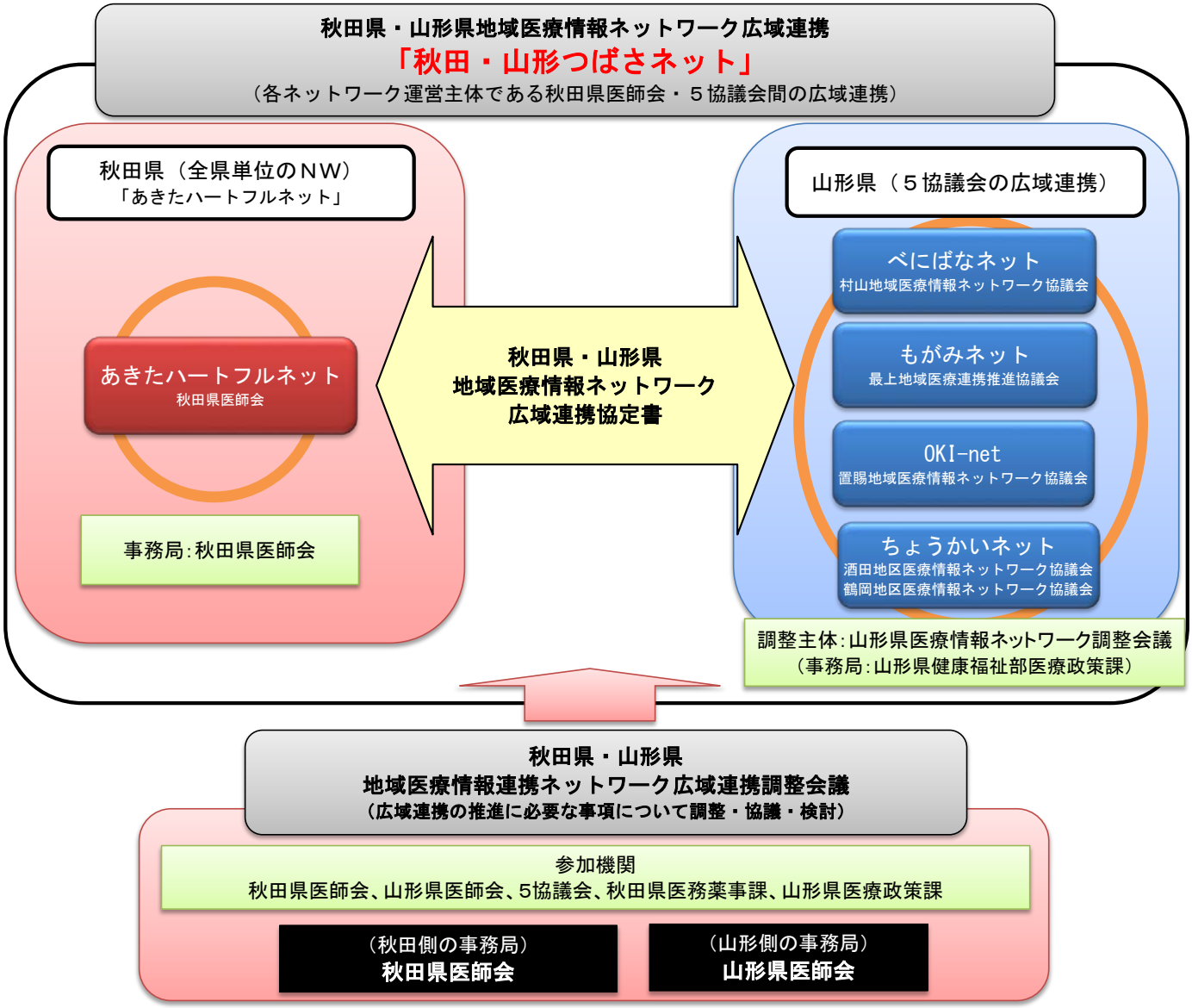

○協定締結の趣旨（協定書前文より）

秋田県、山形県の県民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するために、
災害時の医療情報連携にとどまらず、県境における医療の確保のため、
平時の日常診療における診療情報を両県の地域医療情報ネットワークにより共有する

○主な協定内容

■ 運用開始日　令和２年４月１日

■ 連携施設（診療情報共有施設）　（各ネットワークにおいてアクセスを許可されている）医療機関

■ 連携利用者（診療情報閲覧者）　（各ネットワークにおいてアクセスを許可されている）医師又は歯科医師

■ 診療情報開示期間　無期限（患者の同意撤回まで）※

※ただし、村山地域医療情報ネットワーク協議会及び置賜地域医療情報ネットワーク協議会の情報開示病院が開示する診療情報は、５年（期間中に情報へのアクセスがあった場合は、当該アクセス日から５年延長）

（2020年4月1日現在）